

戸籍制度に関する研究会第5回 議事要旨

1. 日 時 平成27年2月19日（木）午前10時00分から12時00分まで
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 窪田座長，阿部委員，水永委員，金崎委員，川西委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋（和）委員，高橋（昌）委員，畑委員，馬渡委員

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明がされた。

引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料5 1について】

- 戸籍記載の正確性を担保すること，虚偽であることがどのようなことを意味するのかが必ずしも明確でない。例えば，婚姻の成立要件には，実質的要件と形式的要件とがあつて，実質的要件には，婚姻意思の合致と婚姻障碍がないこととあるところ，後者については民法上規定されているが，婚姻意思があるかないかについては，一般的な意思の有無と，婚姻意思がないことが誰の目にも明らかであるような極端な事案を想定するかで，随分受け止め方が違ってくる。

婚姻意思とは，昭和40年代に「社会通念上婚姻といえるような関係を築く意思」といっていたものなのか。そうだとすれば，昭和40年代においては比較的明確だったと思うが，現在はそれ自体が怪しいのではないか。

- 虚偽の届出は，実務担当者として最も苦慮してきた部分である。虚偽の養子縁組を防止する手立てとして，平成22年に3200号通達が発出されたが，これが抜群の効果を上げており，虚偽の養子縁組を防ぐ大きな抑止力になっている。

一方，戸籍制度の特徴として，届出主義が採られており，明治以来，圧倒的な部分が届出人からの届出によっており，いかに国民に届出を励行してもらうかが課題であった。そこで，届出は使者によることも，郵送によることもできるようになっておりハードルを低くしている。しかし，これは逆に悪用しようと思えばしやすい制度である。諸外国の身分登録を見た場合，離婚や養子縁組について，裁判所が関与することが多いと聞いている。

従前は，市区町村長は形式的審査権しかないということが異常に強調されていて，書類上整っていれば受理するほかないという意識もあったが，実質的な部分も含めて能動的に調査できるように変わりつつある。調査に法律的な根拠を与える必要はあるのではないか。

- 例えば，ドイツでは，婚姻をする場合，本人が役所に出頭して意思確認をする。離婚する場合にも，裁判所で合意があるかを判断した上で成立するシステムになっている。
- 縁組意思がないから虚偽なのか，それとも，そもそも縁組として成立させるべきでないという別途の判断が実体法上あるのか。縁組意思というのは，射程が広い概念である。
- 昭和37年頃に，戸籍訂正の許可権限を法務局に一元化するように戸籍法を改正する案を法務局の戸籍課長会同に提案し議論した。推測であるが，戸籍訂正の許可権限を家庭裁判所から法務局へ移管することに抵抗があり，また，法務局にどのような調

査権があるのか又は与えられるのかといったことに問題があり、結局、日の目を見なかった。

- 資料5の5頁に、「実体調査の権限の根拠となる規定を設けることを含め」とあり、その必要性があると考えるが、その規定振りについては、住民基本台帳法第34条が参考になる。昭和37年の戸籍法改正案ではこれ沿った規定を示していた。その改正案では、法務局長の調査権のみを規定しており、市区町村長については触れていない。法務局長が戸籍訂正を許可するためには、実質的な調査をする必要があるため、法務局長の調査権に係る規定を設けた。
- 市区町村の方々は、審査権があった方がいいと考えるか。
 - ・ 個人的な見解だが、そもそも、届出に疑義があるかという判断を市区町村ができれば照会もできない。戸籍法施行規則第82条により疑義の照会をし、戸籍法第3条第2項による助言という位置づけで法務局長から照会に係る指示があるが、最終的に届出の受否は市区町村長がすることとなり、不服申立てがあれば市区町村長に対してされるということになるので、法務局へ照会をするしないも含めて判断がなければできない。そういう意味では市区町村長にも調査権があるということになるのではないか。
- 裁判実務で出てくる養子縁組無効というのは、多くは、例えば認知症のような方の相続権を得るために勝手に縁組してしまったといったケースが多い。3200号通達で実施していることの根拠を法律化したいということであれば、おそらく、このようなケースについては調査の対象ではなく、何かを切り分けて調査をしようとしているように思う。そうであれば、意思の有無だけでなく、他の要素として何か考えているのか。

実質的調査について権利だけでなく義務もあるとなると、内容を明確にしておかなければならない。

今検討しようとしているのは、全体的な意思の部分を切り分けたもの、どちらかという点と、犯罪防止的な観点が強いのだと思うが、それを制度上うまく切り分けられるかという点と、切り分けた後で調査権限と調査義務もあるのかという点を整理する必要があるのではないか。
- 3200号通達の「虚偽の養子縁組であると疑われる届出」があるのに照会をしないということは可能なのか。一般的な調査権を前提としても直ちに調査義務を観念することはできないと考えるが、ここで行われているのは、調査権ではあるのかもしれないが、義務の部分もあるのではないか。その意味で対象の切り分けはとても大事だし、おそらく実態調査の権限の根拠となる規定を設けるかどうかというよりも、実態調査の対象を明確にしないと制度設計がなかなか上手くいかないのではないか。

【資料5 2及び3について】

- 現在の判例の立場では、戸籍記載が変わったからといって、実体上の法律関係が変わる訳ではないとは思いますが、一方で、実体上の法律関係を基に、真実か虚偽かを判断して戸籍訂正しており、実は潜在的には実体法関係の争いがあるのではないかと。そうすると、(戸籍訂正に誤りがあり)戸籍の再訂正を求める場合、一番肝心な部分が表に出てこないように思える。
- 婚姻意思がないことを理由に婚姻無効を争うとすれば、通常の人事訴訟という形で

争うこととなり、相手方がいる形で紛争解決がなされるが、婚姻意思がないという理由で、戸籍訂正を行う場合、審判であっても、職権の場合でも、最終的に（全ての）当事者は出てこないと思われるが、これを手続保障という観点で見た場合、うまく説明できるのか。

- 創設的な届出を訂正し、戸籍の記載が消除されてしまうと、実は実体的な地位も変わってしまうのではないか。本来、人訴法で判断されるような実体的な要件に踏み込んで（戸籍訂正で）扱うというようなものであれば、手続面やその後の不服申立てを真面目に考える必要がある。最終的に裁判所に行くとしても、厳密に言えば、非訟ではなく訴訟でなければいけないようにも思える。
- 戸籍法第113条の訂正について、対象となるのは、戸籍の記載の錯誤、遺漏、例えば出生届の際に出生の年月日を誤って届け出た場合等がある。戸籍法第114条の訂正は、創設的な届出が無効な場合が対象となるが、一つ条件があり、無効であることが戸籍面上明らかであることが必要とされている。例えば、婚姻届の届出がされ、戸籍に記載された後、夫か妻の（婚姻前の日付で）死亡届が出されて、死亡の記載がされたような場合が考えられる。昭和37年の戸籍法改正案は、こういった戸籍の記載等は、行政の事務であり、そこから派生した（113条、114条の）戸籍訂正は、法務局長の許可で十分対応できるのではないかという発想だったと思われる。
昭和37年当時は、家庭裁判所の発足から時間も経っておらず、法務局側の処理体制の問題もあったため日の目を見なかったものと思うが、今の社会状況からすれば、むしろ、適切なのかなと思う。
- ある事象について、戸籍訂正を行うとき、戸籍法第116条の問題となるのかそうでないのかは、国民にわかるようにしておかないといけない。不服申立ての在り方もしっかり考えていく必要がある。
- 判断するに際して、ある程度の調査で足りるものと、もっと調査しなければいけないものとの量的な差はあるであろう。ただ、本来の意味での意思能力の問題、縁組意思の有無といったものは、管轄としては裁判所において訴訟として扱う類型なのではないか。
それに対して、3200号通達に該当しているものは、縁組意思一般の話というよりは、そもそも法的に有効な縁組とは認められないとして、切り分けられており、だからこそ、訴訟と異なり、当事者の参加が担保されていなくても良いとも考えられるのではないか。最初からルールが別と考えられるのであれば、その部分が制度設計の際には大事になる。
- 戸籍の記載の「錯誤」というのはものすごく広い意味。虚偽の認知等は訴訟でもなかなか難しく、場合によっては権利濫用とかの話になることもある。そういうことを念頭に置くと、裁判を行わずに行政的に変えられるというのは抵抗がある。
- 戸籍法第113条ではなく、戸籍法第114条については、婚姻無効や認知無効等の話なので、人事訴訟に一本化して、戸籍訂正ではやらないという整理もあり得る。ただ、戸籍法第113条に戸籍の父欄の訂正という形で、親子関係の存否も関わってくるため、切り分けは難しい。
- 資料5の10頁の③の関係では、専属管轄をどこにするかについて、当事者のニーズとどう両立するかが、問題と思われる。
- 本籍地が従来のまま残るとすれば、本籍地という概念を使って、専属管轄を決める

ことになるのではないか。

(以上)